

## 【資料 2】

### 日進市住民投票条例施行規則の一部改正について（報告）

日進市自治基本条例第 26 条に基づき制定された日進市住民投票条例施行規則の一部改正につきまして、以下のとおりご報告いたします。今後、庁内の規程に基づいて、事務手続を進めてまいります。

#### 1 改正理由

申請等における押印廃止の方針に基づき、日進市住民投票条例施行規則の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- （1）申請書等の押印を求める記述を削除します。
- （2）不在者投票の投票資格者となる年齢を、「満 20 歳以上」から「満 18 歳以上」に引き下げます。
- （3）申請書等の様式についても、本改正にあわせて押印を必要としないものに改めます。

#### 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。